

# かんしょ栽培拡大の取り組みについて

## 1.取り組みに至る背景・目的

茨城県では国内外で需要が拡大している「かんしょ（さつまいも）」の生産拡大を図るため、農地の確保や生産機械等の整備を支援するとともに、需要者とのマッチングと生産拡大・品質向上を支える技術開発・普及を進めております。

当市においては、奥野谷・溝口・木崎地区において、地元の農業法人により大規模な麦作が行われていましたが、これに係る農地の賃貸借契約が令和元年9月に終了し、その農地の利活用が課題となりました。そこで、市では茨城県の「かんしょ」生産の推進方針を踏まえ、行方市の農業法人である「なめがたしろはとファーム（以下「しろはとファーム）」と協議し、連携してこの区域での「かんしょ」栽培の拡大に取り組むことにしました。

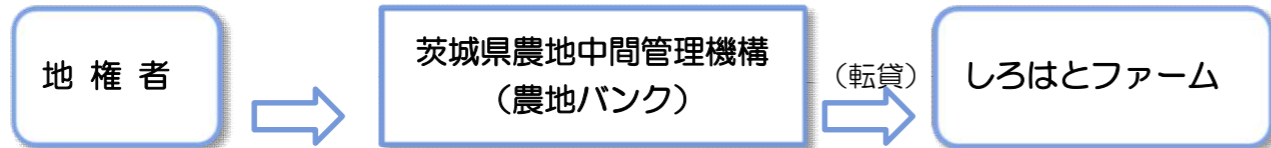
## 2.取り組み内容

市では、麦作を行っていた農地での「かんしょ」の作付を推進するため、令和2年2月に地権者の方に対し説明会を開催しました。そして、市では、農地の貸付意向のあった地権者の皆さんについては契約手続きのサポートを行い、令和2年10月現在で約33haが契約を締結しています。

## 3.契約方法・条件

契約は、地権者と「しろはとファーム」の直接契約ではなく、茨城県農地中間管理機構（以下「機構」）を通しての契約となっています。

この機構は、農地の集積と集約を進めるため設置された公的機関であり、この方式をとることにより、地権者の直接の契約先は機構となるため、契約した地代が機構から確実に支払われるようになります。また、茨城県かんしょトップランナー産地拡大事業の農地貸付協力金の交付対象にもなります。



◎ 貸借契約の条件（令和2年4月時点）

- 1 契約期間 10年 ※10年後に契約更新の意向あり
- 2 賃借料 14,000円 / 10a（年間）
- 3 対象地 [かんしょ]の作付けが可能な農地 ※田や樹木等の生えている農地は対象外

## 4.茨城かんしょトップランナー産地拡大事業の農地貸付協力金について

茨城県では、茨城かんしょトップランナー産地拡大事業を行っており、地権者が機構を通じて20a以上の農地を「かんしょ」栽培用に貸し付けた場合には、茨城県より15,000円/10aの農地貸付協力金が支給されます。

しろはとファームとの契約も農地貸付協力金の対象となります。

※農地貸付協力金の支給は、初年度1回のみです。

## 5.今後について

しろはとファームは、来年度から本格的に「かんしょ」の作付を行う予定です。

また、作付面積を順次拡大していきたいとの意向もありますので、地権者の皆さま方には神栖市のかんしょ生産拡大にご協力いただけるようお願い申し上げます。

なお、農地の貸付を希望される場合には、市が機構並びに「しろはとファーム」に取り次ぎますので、市役所農林課にご連絡くださいますようお願いいたします。ご連絡いただいた農地につきましては、現地確認を行わせていただき作付けが可能か検討した上で、手続きを進めさせていただきます。

※木崎地区における試験的作付け状況

作付け前



作付け後

